

## 将棋史研究ノート10-1

—日本における博打と将棋の関わり (1)—

三宅 弘

## 1. はじめに

将棋という盤上遊戯は、私は子供のころに父親からルールを教えてもらって遊んでいたものであったことを記憶している。その頃には、夏の夕涼みに遊ばれていた縁台将棋はかなり廃れており、大人たちから聞かされた記憶でしかなくなってきていたのである。

縁台将棋が実際いつごろまで行われていたのか、また、その結果についての金品のやり取りがたとえ少額であるにせよ行われていたのかについては、私の記憶にはない。しかし、将棋については真剣師と呼ばれる人たちが将棋の対局での勝ち負けによる現金の授受などがあり、街角では詰将棋で生計を立てている大道将棋師という人たちがいたという話は聞いたことがある。

例えば将棋以外では、麻雀やトランプのポーカーなどでの多額の現金のやり取りなどは、間違いなく警察の介入を招くことになる。しかし、ごく少額の金品であれば遊戯をより一層刺激的なものにするという、娯楽を盛り上げる材料としての側面を持っている。

今日、将棋は盤上遊戯であるということに異論をはさむ余地は全くない。だが、一方で真剣師が存在したという事実は、将棋という（あるいは将棋以外の盤上遊戯も含む）遊戯を一步間違えば簡単に賭博の世界へ引きずり込む危うさを秘めている。

## 2. 博打について

## (1) 博打とは

将棋の賭博性を考えるにあたって、まず博打の意味を考えてみたい。『広辞苑』を紐解くと、「金銭・物品を賭けて勝負を争う遊戯」とある(新村2008)。博打とは2人以上の人間が金品の授受を目的として行われる遊戯と考えられる。つまり、人間が2人いれば博打は誕生しうるものなのである。

例えば、街角で次に出会う人が男性か女性かという事でも賭け事は成立しうる。そうであるならば、博打は人類の誕生以降、普遍的に存在できるという可能性を秘めている。

私は、この項において博打と似たような言葉（賭博、賭け事）を文章の中で使ってきた。これらは博打とほぼ同類と考えられる言葉たちで、賭博、賭け事以外にも、ギャンブル、博奕（ばくち・はくえき）、賭事（とじ）などがあげられる。この中で博奕は日本古代以来多くの文献に記載されているもので、振り仮名としては「はくえき」と読ませているものの、一般的には「ばくち」で読みは通用するものと考えている。また賭博は賭事と博戯（はくぎ）に分け

られ、賭事は勝負の結果に参加者が関与できないもの、一方博戯は関与できるものであると言われている。前者は、競馬、競輪などの公営ギャンブルと呼ばれているもの、後者は賭けポーカーなどのトランプゲームや賭け麻雀のことなどを指す。つまり、遊戯の結果に対しては運不運の作用する要素が高いのが前者で、自分の経験や知識、技量次第で結果を変えられる可能性があるのが後者である<sup>(1)</sup>。

これ以降においては、文献などに書かれた言葉を除いて、博奕・賭博・賭事などを代表して博打と呼称する。

## (2) 博打の種類

博打の種類については、日本の古代・中世において文献にいくつかの遊戯が記されている。

- ・攤……「だ」もしくは「だん」と呼ばれている。雙六から2個のサイコロを振るとい部分だけを切り離したもの。出た目の多いほうが勝ちとなる。平安時代初頭以降、室町時代頃までによく見られる（後の丁半博打の元になったと考えられている）(増川1992)。
  - ・七半……「しちはん」と読む。2個のサイコロを振り、合計が7になれば親が掛け金の半分を取るといルールであろうと言われている。平安時代から鎌倉時代の短い期間に流行ったとされる（増川1992）。
  - ・四一半……「しいちはん」と呼称している。2個のサイコロを振って4と1の目が出れば掛け金の半分を親が取るもので、特に鎌倉時代以降にさかんになった（増川1992）。
  - ・目勝……「めまさり」と読ませている。2個のサイコロを振り、出た目の大きい方が勝つという単純な遊戯であると考えられている。四一半とともに13世紀以降の史料に見られる（増川2014）。
  - ・目増……「めまし」と読む。目勝と同じく出た目の大きな方が勝つという遊戯で、目勝と区別がつかない。恐らく同じ遊戯であろうと言われている。四一半とともに13世紀の史料に多出する（増川2014）。
  - ・雙六……2個のサイコロを振り、出た目の数だけ駒を動かしてゴールを目指す遊戯。15個の駒を早くゴールに入れたほうが勝ち。日本での歴史は古く、7世紀終わり頃には記録に登場している（増川1995）。
- 上記の博打には特徴があり、そのいずれもが競技時にサイコロを使用するというものである。すなわち、サイコロという予測不可能な道具を介することで勝敗を別けることを可能ならしめるものである。これら攤から目増までの5種類の博打は、その総てがサイコロを使用するだけのもの

表1 雙六に関する主な禁制

記録等	巻次	元号	西暦	月日	内 容	文 献
日本書紀		持統3	689	12月己酉	雙六禁断の令	黑板(1952)・坂本ほか(1993)
続日本紀		文武2	698	7月乙丑	博戯「遊手の徒」を禁じ、胴元(それらが居る宿の主人)も博戯を行う者と同罪にする	青木(1989)・黑板(1935)
		天平勝宝6	754	10月14日	「官人や百姓が…雙六を行い…子は父に順わず、終には家業を滅ぼす。…諸国に命じて雙六を固く禁断させる。」→6位以下は杖一百、5位以上はその任を解いて禄や所領を没収する。4位以上の者は封戸を廃して職や国司・郡司の職を解任する。	増川(2014)
養老律令	僧尼令09作音楽条	天平寶字元(757)施行			僧尼は、音楽を作り、また博打をしたならば、100日苦使する。碁・琴は規制の限りにあらず	井上ほか(1976)
	雜律				財物を懸けたときは杖1百、懸物の額が大きい場合は盗に準ずる	
	第二十八捕亡令				賭博の取り締まりに関する規定を定めたもの 「凡博戯賭財、在席所有之物……」(民衆が博奕を盛んに行い、勝負に興じていたことが判る。また、寺銭を取る習慣が定着していた)	井上ほか(1976)・増川(2014)
延喜式	卷第四十一彈正台	延長5(927)			「凡双六者、無論高下、一切禁断」(およそ雙六は、高下を論ぜず一切禁断)	黑板(1992)
小右記		天元5～長元5(982～1032)の日記			囲碁双六等諸遊芸鞠小弓等事、強不可好之、……藏中於双六者、曾以不可操之。大師御制かい其一也	倉本2015
九条家本延喜式紙背文書		長元8	1035	—	京中で結党をして雙六を好む輩の停止	東京国立博物館2011
雲州消息		1066以前			六位以下は鞭打ち百回、五位は現職を解任し俸給を取り上げる。四位以上は俸給を取り上げる。	重松2006
類聚三代格	後篇(禁制等)	天平勝宝6	754	10月14日	博打の禁止令	黑板(1993)
		延喜3	903		博打の禁止令	
中右記		永久2	1114		京中博戯の輩、擦衣輩の禁制が発せられる	増補史料大成刊行会(1965)
僧文覚起請文	(No.4892)	元暦2	1185	1月19日	文覚上人が元暦2(1185)年正月19日に僧侶の規範となる45ヶ条を定めたもの。 <b>囲碁、双六、将棋、蹴鞠などの博奕を禁じた</b>	武内(1964)
吾妻鑑		建久6	1195	8月28日	「東国の庄園、強窃二盗ならびに博奕等不善の輩を隠居する所においては、その所の地頭職を召し放し、搦め進ずる仁に充て賜ふべきの旨、陸奥・出羽以下の国々に仰せ下さると云々」	黑板(1987・88)
		天福元	1233	8月	執権北条泰時(1163-1242)が江の島参詣に出かけるときに由比ガ浜あたりで他殺死体に出くわした。犯人捜査をしたところ、名越のあたりで血の付いた袖を洗う怪しい男がいたので捕らえたところ、殺人犯と判明。この男は「博奕人」であったので、泰時は博奕の禁止を命じた。→博打が犯罪の温床であると考えた	
		嘉禎4	1238	10月12日	「今日、畿内西国中の庄園、郷保の住人、好みて強切・博奕・刃傷・殺害をもって業とする輩の事、神社・仏寺・権門勢家領を嫌はず、相触れずその身を召し取り、かつは住所を注進すべきの由、守護人等に仰せ含められると云々」	増川(2014)
		暦仁元	1238		「雙六は禁止する」	黑板(1987・88)
鎌倉幕府法		嘉祿2	1226	1月26日	「博戯の輩を停止すべき事」→「近年は遊蕩の輩が博戯をなし、…(以下要約)…博打で家や財産を賭け、喧嘩をし、ついには殺人にまで及ぶ。これは泥棒と同じである。よって、検非違使に命じてその身を搦め取り、科に処す。……」	石井ほか(1972)
		貞永元	1232		嘉祿2(1226)年と同様の禁令が出されている	
		寛元4	1244		「ばくちのなかでも、武士が行う双六については、今後は許可する。ただし庶民は永久に禁止」	
幕府追加法	追加54条	貞永元	1232		博奕に田地所領を賭けることは禁止 賭物は没収される	
		延応元	1239	4月13日	博奕を「犯罪の基」とみていた。(京都あたりの野山が対象)	
関東新制条々	追加394条	弘長元	1261		「盗賊放火の族、多く以て出来」することを強調している。「盗賊や放火は多くは博奕が原因であるから、たびたび禁止してきたが(延応年間：1239～40)なお違反するものがある。保の奉行人や諸国の守護地頭に命じて、重ねて禁止させるように。ただし、囲碁・象戯は禁止しない。」	石井ほか(1972)
公家新制	追加394条	弘長3	1263		「諸悪の源、博奕より起る」、「本人の召取、住宅破却に加え、これを容認した隣家も同罪としている→しかし、侍と凡下の間には区別があった。(侍→雙六は許すなど刑が軽い(「追加233条」)。凡下は指切りや遠流に処せられた)	石井ほか(1972)
幕府追加法	追加54条	貞永元	1232	12月以前	「田地所領をもって雙六の賭とすること」は禁止し、違反すれば賭の対象を没収する。	石井ほか(1972)
	追加290条	建長5	1253	10月1日	違反すれば、その身を召しとる。	
	追加594条	弘安7	1284	5月27日	博奕をすれば、御家人は所領没収、凡下は罪の軽重によって重さを変える。	
	追加707条	乾元2	1303	6月12日	凡下の場合、一、二度は指を切ると規定し、三度目は伊豆大島に流す。	
	追加709条	乾元2	1303	6月12日	博奕は軽罪に分類されている	

将棋史研究ノート10-1 (三宅 弘)

記録等	巻次	元号	西暦	月日	内 容	文 献
建武式目	第2条	建武3延元元	1336	11月7日	博打の業を制禁した	高橋(2012)
					「2群飲失遊を制せらるべき事「格条のごとくば、厳制ことに重し。あまつさえ好女の色に耽り、博奕の業に及ぶ。(後略)」	石井ほか(1972)
法度	大内氏	天文2	1533		博奕を禁じる「左右前後の隣家で(博奕を行う)集会があれば報告せよ」	増川(2014)
領中法度	沢氏	天文3	1534		「博奕質地、同流れ取る面々は損となすべき事」土地を賭けてはならず、違反者は罪科に処す	増川(2014)
今堀日吉神社文書		永正17	1520		博奕・諸勝負、博奕宿の禁制	日吉文書刊行会1975
塵芥集	155条	天文5	1536		博打は、打ち手、宿(賭博場)、資金貸などは同罪。双六・ふびき(福引)も同罪。	石井ほか(1972)
	155条			「博奕の事。打ち手の人の主人は申すに及ばず、宿ならびに宿を貸した輩も同罪とする。付。雙六、ふびき(宝引か福引)以下同じ」	増川(2014)	
塵塚物語	文献	天文21	1552		「軍中博奕の事」として、「博奕で武具を失わぬ武者はないほどで、はては他人の土藏を賭物にし、負けたときの略奪を約束するなど……」	網野ほか(1983)
(安芸嚴島の掟書)	陶晴賢	天文21	1552		「島中の博奕を禁止」	増川(2014)
定	今川義元	天文21	1552	5月	「博打や押買い、狼藉を禁止」	増川(2014)
		弘治元	1555		同文(同上)の定書を厳守するように命じる	増川(2014)
		永祿10	1567		博奕を禁じる	増川(2014)
結城家法度(結城氏新法度)	1条	弘治2	1556		博奕を打ったものは「主人に届けることなく討つべし」	石井ほか(1972)
	1条			「ばくちはやり候らへば、喧嘩・盗・結句つまりそうらへば、はからぬたくもなし候」(博奕を喧嘩・盗賊の発生原因と見ていた)	増川(2014)	
					領内で博打が流行していることについて「博打は喧嘩や盗みの基になっているので、博打や雙六を固く禁止する。博奕をしていると聞いたならば、……押し寄せて逮捕せよ。下人や伴で博奕を打った者は、そのものの主人に届けずに討ち取れ」「首を切るのは尤もなこと」	増川(2014)
家中起請文条趣書写	肝付氏	弘治3	1557		博奕や盗みを禁止した	増川(2014)
六角氏式目(義治式目)		永祿10	1567		「博奕は固く禁止する。もし違反する者があれば、死罪や流罪に処す」「博打をした本人であっても、自首すれば褒美を与える」	増川(2014)
	44条			博奕をした人(興業人=親も同じ)死罪・流罪と定める。博打場を提供したのも興業人と同じく罰する。博打を訴え出た人には、没収した人の私領を与える。	石井ほか(1972)	
定書	武田信玄	永祿12	1569		城内で大酒、乱舞、博奕の輩を禁止する	
定書・掟書など	織田信長				博奕の禁止	増川(2014)
	足利義氏				博奕の禁止	増川(2014)
	柴田勝家				博奕の禁止	増川(2014)
	上杉氏				博奕の禁止	増川(2014)
掟書	長宗我部氏	慶長元	1596		「博奕は云うに及ばず、双六など賭けに打つことは一切止むべし」	増川(2014)
		慶長2	1597		「博奕、カルタ、書勝負の停止」	増川(2014)
紀南龍公訓論	徳川頼宣	寛永18	1641		「かけ物の勝負に物を入れ候こと」などに心を奪われてはならないと述べる	増川(2014)
板倉氏式目		寛永～慶安(1624～52)の間			「人之物唯可取心掛者盜賊同意也」(博打を本質的に「盗み」そのものと断じている)	石井ほか(1972)

であり、そのいずれもが出た目の種類や合計によって勝敗が決定するという単純なものである。

そのうち、古代から中世にかけて打たれていた博打としては攤があげられる。攤は雙六からサイコロを振るという部分のみを取り出して行われていたと考えられるもので、これが変化して丁半博打になったと考えられる。また、他の四一半や七半などもサイコロのみで勝敗を決定するというものであるがゆえに、博打として成り立って行ったのであろう。

上記5種類の博打は攤が平安時代初頭という早くから記録に登場してきている。『西宮記』の天長7年(830年)9月に庚申の夜に人が集まって攤を打っていたという記述がみられる(増川1992)。攤が雙六から別れたものなことからすれば、攤の誕生は少なくとも平安時代が始まる

より以前に遡る可能性があると思わなくてはならない。また、七半についても平安時代から鎌倉時代にかけて流行したと言われており、こちらも雙六もしくは攤の影響が考えられるとみてよい。その他の3種類の博打は、いずれも鎌倉時代以降に記録にあらわれるものであり、ルールの上では四一半は七半の、目増・目勝は攤の影響を受けているようにも思える。

一方雙六は、いわゆる盤雙六と呼ばれるもので、江戸時代以降に流行する絵雙六とは異なる<sup>(2)</sup>。長方形の盤の天面の両端(長端面)にそれぞれ12のマス目が作られており、最初は15個の駒がそれぞれ反対側のマス目に置かれる。サイコロを振り、出た目によって各々駒を進め、早く反対の位置まで全部の駒を進めた方が勝つという遊戯である<sup>(3)</sup>。この遊戯は7世紀に初めて文献に登場して以来、近世初期

に至るまで頻繁に登場してくる。現在の絵双六からは想像し難いことかもしれないが、古くから記録や日記などに頻繁に見られ、数多くの禁制の対象とされていた。

サイコロを振るときには長胴形の筒（後の丁半博打では「胴」と呼んでいる）に入れて振り出すもので、競技の公平性を保つための方法であると考えられる。このサイコロを振り出す行為のみを独立させて、上記5種類の博打が考えられたのであろう<sup>(4)</sup>。

雙六は後の時代の博打の言わば「原型」になった遊戯であり、天皇や貴族などの上層階級から庶民レベルに至るまで幅広い階層で長い期間行われてきた遊戯であると考えられる。また、のちに述べるように頻繁に禁制の対象に挙げられてきたという「博打」の側面も多分に併せ持っている。従って、これより後は特に断らない限り雙六を代表させて博打について述べていくことにする。

### (3) 雙六について

#### ①誕生から日本へ

雙六は古代エジプトで生まれたと言われている。紀元前2700年頃のエジプトでセネトという遊戯盤が出土している。その後イラク・ギリシャ・ローマへと伝わったとされ、中国では少なくとも新疆ウイグル自治区のトルファンで、7世紀前半頃には遊ばれていたとされる（増川1995）。

日本では、7世紀の終わり頃、持統3年（689年）に雙六を禁止している（坂本1993）。『日本書紀』の記述は、少なくともこの時期には雙六による賭博が流行していたと考えられる。その4年前の天武14年（685年）の「大安殿に王御を集めて博戯をさせていた」という記述も、雙六をしていたのであろうと想定されている（増川1983）。

この時期以降、雙六は天皇や貴族層から庶民に至るまでよく遊ばれていたであろうことは、『続日本紀』天平勝宝6年（754年）10月14日条に官人や百姓までを対象とした禁制が出されていることから理解できる（青木1989）。このような禁制は、その後江戸時代に至るまで繰り返し出されている（表1）。

#### ②日本での展開

日本では、雙六は7世紀以前には恐らく中国から日本へ伝えられ、遊ばれていたと考えられる。上記の禁制を最古とする博打禁止の資料は、これ以後も枚挙にいとまがない。一例をあげると、『続日本紀』文武2年条、「博打を行うものも博打場の主人も同罪」（青木1989）、『令集解』（僧尼令第七「僧尼は音楽を作り、また博打をすれば100日の苦役を与える」）および（捕亡令第二十八「民衆に対する博打の取り締まりを定めている」）（黒板1955）、『類聚三代格』「遊食博戯の徒と言われた」（黒板1993）、『延喜式』「雙六は高下（身分の上下）を問わず一切禁断する」（黒板1992）、『中右記』「京中の博戯の輩への禁制」（増補史料大成刊行会1965）など、8世紀から12世紀にかけて数々の禁制が発せ

られていた。この傾向は鎌倉時代以降も変わることなく、『吾妻鏡』「田地・所領を雙六の賭けに使ってはいけない」（黒板1987・88）、『鎌倉幕府法』「博打で家や財産を賭け、喧嘩をし、殺人にまで及ぶのは泥棒と同じである」、『鎌倉幕府法、追加法』「博打に田地所領を賭けることを禁じた」、『建武式目』「博打の業を制禁した」、『室町幕府法、建武以来追加』「繰り返し禁制が発せられていた」（以上、石井ほか1972）などで、室町時代にかけても繰り返し禁制が発せられていた。戦国時代に至ると、各大名が領国内に向けて度々禁制を出している<sup>(5)</sup>（表2）。

これらの禁制は、その多くが「博打の禁止」を謳ったものであり、直接「雙六の禁止」を謳ったものはそれほど多くはない。しかし、室町時代の貴族の日記を垣間見ると、四一半や目勝、目増、攤などのサイコロ博打と肩を並べて雙六は多数遊ばれている。そして、それらは雙六に関わらず勝った方の人間が紙（例えば、杉原紙）を賭物の褒賞として貰っているという記述が垣間見える（早川1914）。前章で述べたように、競技歴の長さや度々の禁制にその名を窺い知ることができること、また、他の博打（四一半、目増など）の基となったと考えられるサイコロを使うことなどからしても、古代以来の博打として雙六を挙げることに不都合は無いように考えられる<sup>(6)</sup>。

前項で触れたように、四一半やその他のサイコロ博打は複数のサイコロを振り出し、出た目の数の合計や種類を競うものであるため、雙六の賽の部分のみが独立したものと考えられる。

博打としての必須条件は、人為を介さない偶然によることが大前提であることは言うまでもないが、その他としては、ルールは簡易で、競技時間が短く、しかも勝ち負けが明確に決するという諸要素が必要とされる。

後述するように、将棋という遊戯は囲碁などとともにサイコロという偶然の要素を全く排除した競技者の知識と経験に負うところの多い遊戯である。古代における囲碁がしばしば博打の禁制から除外されるのも、この所以であろう。

両者と比較すれば、雙六は2個のサイコロを使用するという偶然の要素も併せ持っているものの、15個の駒をどのように動かしていくかというところに頭脳を使う遊戯としての難しさと面白さがある。従って、雙六は将棋や囲碁とサイコロ博打との中間的な位置づけが考えられるのではないだろうか。

#### ③雙六の終焉

中世における雙六は、将棋や囲碁と並んでよく遊ばれた。それは貴族の日記等に繰り返し記載されていることから明らかであるが、それにも増して幕府や寺社などから禁制が頻繁に出されていた。恐らく雙六は、他の博打と共に上下貴賤を問わず打たれていたであろうことは間違いのない。

雙六に関する庶民の記録はそれほど多くはないと思われ

るが、『東北院職人歌合』(網野1992 岩崎ほか1993)に登場する雙六盤と共に描かれた「博打」や『宇治拾遺物語』(三木ほか1990)に登場する「博打うちの子」が金持ちをだまして婚入りする話などから、庶民層にまで深く浸透していたのであろう。

博打が禁止されるのは、金品を賭けて行われるからであるが、その程度が過ぎれば他人にお金を借り、家や土地を抵当に入れて行われることがよくあったからであろう。挙句の果てはそれを踏み倒すために殺人に及ぶなど治安の悪化を招くことがその原因であろうと言える<sup>(7)</sup>。

一方武士においては、将軍から与えられた領地の放棄につながり、僧侶においては修行の妨げとなりうることは明白である。武士や僧侶に対する禁制が度々みられるのも、そういったことが原因であろうと言える。禁制の中には、「強盗・殺人」に匹敵する罪であると書かれることが多いが上記の理由から首肯できる。

戦国大名の登場以降、それぞれの分国法によりさらに厳しく規制されてくる。『六角氏式目』では「死罪・流罪」と定められており、『結城家法度』では博打を喧嘩や盗賊の発生原因と見ていたことがわかる(いずれも石井ほか1972)。

江戸時代に入っても『板倉氏式目』などのように、当初は博打を本質的には「盗み」そのものと断じている例も見られるが、(石井ほか1972)15世紀後半頃に登場した絵双六が庶民層に浸透し、元禄の頃(1688~1704年)には庶民に広がった絵双六に押されて、やがて衰退していくと言われている<sup>(8)</sup>(増川2014)。

## 註

- (1) 「囲碁・将棋などは、四一半などの賽のみによる博奕と異なる扱いを受けており、双六にもその徴候は現れている。」(網野1983) 上記のように、囲碁・将棋・雙六とその他の四一半などのいわゆる「博打」とは区別されている
- (2) これからの記述については、特に断らない限り盤雙六を雙六と表記する。
- (3) ここでは、「博打」はその行為の結果(勝敗)によって金品のやり取りをするためだけに行われるもので、「遊戯」は金品のやり取り以外の要素を含んだ競技としての要素を多分に要するものと捉えている。
- (4) 雙六は後に述べるように、サイコロを振り出す行為の偶然性と、駒を動かす行為の技能性の双方を併せ持った遊戯であり、より短時間に結果を求めることができる遊戯として攤以下の5種類が考え出されたのではないかと。
- (5) 例えば、『塵芥集』「博打は、打ち手、宿(賭博場)資金を貸す者すべてを同罪としており、双六やふびき(福引き)なども同じ」、『結城家新法度』「博打を打ったものはその主人に届けることなく討つように」「博打は盗みや喧嘩の基になっている」、『六角氏式目』「博打をすれば、死罪か流罪」「博打場を提供した人も同罪」、(以上、いずれも石井ほか1972)など全国各地の戦国大名が自分の領国内での博打行為の禁止を定めている。

(6) (増川1995・2014)(広島県歴史博物館1993)など、多くの文献が雙六を博打と同じものと考えている。

(7) 『続日本紀』天平勝寶6年(754年)10月14日条(青木1989)、『鎌倉幕府法』嘉禄2年(1226年)1月26日条、『公家新制』弘長3年(1261年)、『結城家新法度』(以上、いずれも石井ほか1972)などによる。

(8) 雙六やその他の博打が衰退したもう一つの理由は、江戸時代中頃から広がり始めたと言われている丁半博打の影響があったと考えられている。丁半博打はよく知られているもので、胴と称される筒に2個のサイコロを入れた振り出し、出た目の合計が奇数(半)か偶数(丁)かを当てるという単純な博打である。

## 文献(著者名・機関名50音順、刊行年順)

- 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸 校注(1989)『続日本紀』一 『新日本古典文学大系』12 岩波書店
- 網野善彦・石井進・勝俣鎮夫(1983)『中世の罪と罰』東京大学出版会
- 網野善彦1992『職人歌合』岩波書店
- 有澤真理(2017)『江戸のギャンブル』洋泉社
- 石井進・石母田正・笠原宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一 校注(1972)『中世政治社会思想』上(『鎌倉幕府法』「追加法」「建武式目」「建武以来追加」「北条重時家訓」「塵芥集」「結城氏法度」「六角氏式目」)『新装版日本古典文学大系』岩波書店
- 井上光貞・関見・土田直鎮・青木和夫 校注(1976)『律令』『日本思想体系』3 岩波書店
- 岩崎佳枝・高橋喜一・網野善彦・塩村耕 校注1993『七十一番職人歌合せ・新選狂歌集・古今夷曲集』新日本古典文学大系61 岩波書店
- 倉本一宏 編2015『現代語訳 小右記』吉川弘文館
- 黑板勝美 編(1935)『続日本紀』『新訂増補 国史大系』普及版 吉川弘文館
- 黑板勝美・国史大系編集会 校注(1952)『日本書紀』後篇『新訂増補 国史大系』普及版 吉川弘文館
- 黑板勝美 編(1955)『令集解』『新訂増補 国史大系』普及版 吉川弘文館
- 黑板勝美 編(1987・88)『吾妻鏡』『新訂増補 国史大系』普及版 吉川弘文館
- 黑板勝美 編(1992)『延喜式』後篇『新訂増補 国史大系』普及版 吉川弘文館
- 黑板勝美 編(1993)『類從三代格』『新訂増補 国史大系』普及版 吉川弘文館
- 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋 校注(1993)『日本書紀』下 『日本古典文学大系』岩波書店
- 重松明久 校注2006藤原明衡 撰『新猿楽記 雲州消息』古典文庫 現代思潮新社
- 新村出 編(2008)『広辞苑』第六版 岩波書店
- 増補史料大成刊行会 編(1965)『中右記』『増補史料大成』9-15 臨川書店
- 高橋慎一郎(2012)『武士の掟』『道をめぐる鎌倉・戦国武士たちのもう一つの戦い』新人物往来社
- 武内理三 編(1964)『平安遺文』古文書編 第9巻 東京堂
- 東京国立博物館古典籍叢刊編集委員会 編2011『九条家本延喜式』(一) 吉川弘文館

将棋史研究ノート10-1 (三宅 弘)

早川純三郎 編 (1914)『言継卿記』国書刊行会  
 日吉文書刊行会編1975『今堀日吉神社文書』日吉文書刊行会  
 広島県立歴史博物館 (1993)『遊・戯・宴』—中世生活文化のひとこ  
 ま—広島県立歴史博物館展示図録 第8冊  
 増川宏一 (1983)『賭博Ⅲ』ものと人間の文化史40-Ⅲ 法政大学出  
 版局  
 増川宏一 (1992)『さいころ』ものと人間の文化史70 法政大学出版  
 局

増川宏一 (1995)『すごろくⅠ』ものと人間の文化史79-Ⅰ 法政大  
 学出版局  
 増川宏一 (2014)『日本遊戯思想史』平凡社  
 三木紀人・中村義雄・浅見和彦・小内一明 校注1990『宇治拾遺物  
 語 古本説話集』新日本古典文学大系42岩波書店

(みやけ ひろし：保存活用課 主任技師)

表2 武家による博打の主な禁制

日記等の種類	著 作 者	元 号	西 暦	月 日	内 容	備 考
法度	大内氏	天文2	1533		博奕を禁じる「左右前後の隣家で(博奕を行う)集会があれば報告せよ」	増川2014
領中法度	沢氏	天文3	1534		「博奕質地、同流れ取る面々は損となすべき事」 土地を賭けてはならず、違反者は罪科に処す	増川2014
塵芥集	伊達植宗	天文5	1536		「博奕の事。打ち手の人の主人は申すに及ばず、宿ならびに宿を貸した輩も 同罪とする。付。雙六、ふひき(宝引か福引)以下同じ」	増川2014
安芸叡島の掟書	陶晴賢	天文21	1552		「島中の博奕を禁止」	増川2014
定	今川義元	天文21	1552	5月	「博打や押買い、狼藉を禁止」	増川2014
		弘治元	1555		同文(同上)の定書を厳守するように命じる	増川2014
		永禄10	1567		博奕を禁じる	増川2014
(結城氏の家法)		弘治2	1556		領内で博打が流行していることについて「博打は喧嘩や盗みの基になってい るので、博打や雙六を固く禁止する。博奕をしていると聞いたならば、…… 押し寄せて逮捕せよ。下人や倅で博奕を打った者は、そのものの主人に届け ずに討ち取れ」「首を切るのは尤もなこと」	増川2014
家中起請文条趣書写	肝付氏	弘治3	1557		博奕や盗みを禁止した	増川2014
六角氏式目	六角氏	永禄10	1567		「博奕は固く禁止する。もし違反する者があれば、死罪や流罪に処す」 「博打をした本人であっても、自首すれば褒美を与える」	増川2014
定書	武田信玄	永禄12	1569		城内で大酒、乱舞、博奕の輩を禁止する	増川2014
定書・掟書など	織田信長				博奕の禁止	増川2014
	足利義氏				博奕の禁止	増川2014
	柴田勝家				博奕の禁止	増川2014
	上杉氏				博奕の禁止	増川2014
掟書	長宗我部氏	慶長元	1596		「博奕は云うに及ばず、双六など賭けに打つことは一切止むべし」	増川2014
掟書	長宗我部氏	慶長2	1597		「博奕、カルタ、書勝負の停止」	増川2014
紀南龍公訓諭	徳川頼宣	寛永18	1641		「かけ物の勝負に物を入れ候こと」などに心を奪われてはならないと述べる	増川2014
賭博歌留多勝負御停止「長宗我部元親百箇条」	長宗我部元親・盛親	慶長2	1597		喧嘩・口論・大酒・相撲見物・踊りとともに博打も禁じた。	有澤2017
	鳥取藩	慶長15	1610		囲碁・将棋・雙六の禁止。	有澤2017
武家諸法度	徳川秀忠	慶長20	1615		第2条に「好色と博打に呆けると国を滅ぼすもとなるからくれぐれも厳しく せよ」	有澤2017
	尾張藩(徳川義直)	寛永13	1636		盤の賭勝負の禁止。	有澤2017
公事方御定書	徳川吉宗	寛保2	1742		「武士家舗にて召仕博打いたし候もの遠島」「悪賽こしらえし候もの入墨の うえ重敵」	有澤2017

平成31年（2019）3月31日

## 紀 要 第 32 号

編集・発行：公益財団法人滋賀県文化財保護協会

520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2

(TEL)077-548-9780 / (FAX)077-543-1525

e-mail : mail@shiga-bunkazai.jp

<http://www.shiga-bunkazai.jp/>

印刷・製本：(株)同朋舎